

2022年4月13日

## 海外子女教育施策の拡充に関する要望書

一般社団法人 日本在外企業協会

一般社団法人 日本貿易会

公益財団法人 海外子女教育振興財団

海外に在留する日本人は 134 万人、うち海外勤務者が多くを占める長期滞在者は 80 万人を超える（2021 年）。このうち義務教育年齢（小・中学生）の子どもの数は 8 万 4 千人（2018 年）、幼児から高校生を含めると 13 万人を超えると推測される。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、在留邦人数は微減傾向にあるが、早晩回復するものと考えている。

この子ども達は海外での学校や生活に適応しながら、異文化を通じて多様な考えや価値観、語学力などを身につけグローバル人材の素養を体得しており、これらの海外子女への教育こそが国際性豊かな人材育成の早道であることは言うまでもない。

国家間の絆を強化するとともに国際的な産業競争力を向上させ、わが国の国力を上げていくためにも、幅広い視野に立って新たな価値を創造する能力を持つグローバル人材の育成強化は、今や政官財が一丸となって取り組むべき課題の一つである。

これまで、わが国の主権の及ばない外国における海外子女教育においては、昭和 53 年 2 月 14 日の真田内閣法制局長官による「憲法第 26 条（教育を受ける権利）の海外子女への適用」に関する答弁に基づき、以来、文部科学省・外務省両省が毎年、予算獲得に尽力いただき、単年度ごとに予算を確保いただいている状況にある。

これまでは長年に亘り、幸いにも、国内外のイコールフットイング（条件の同一化）の観点から、300 を超える在外教育施設（日本人学校・補習授業校）への教師派遣や講師謝金、校舎借料、安全対策費等の一部援助が行われてきたが、今後、予算上安定しない状況に陥るとも限らない。

日本経済のグローバル化が加速する中、経済成長に外需の取り込みが不可欠なわが国においては、企業等の海外活動に対する支援は必須である。

一方、海外進出企業等において、在外教育施設は、駐在員が安心して子ども達を海外に帯同させることができるための必要不可欠な基盤インフラともなっている。

よって、海外子女教育への支援は、在外教育施設、及び海外で学ぶ子ども達への支援と再定義したうえで、わが国の企業等の海外活動・海外経営戦略の一環として、官民総力を挙げて取り組む必要がある。

今後も持続的なご理解とご支援を切にお願いする次第である。